

件名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第一百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件を廃止する告示

○金融庁告示第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和八年内閣府令第号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和八年六月二十四日限り、廃止する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官 伊藤 豊

- 一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件（令和二年金融庁告示第五十一号）
- 二 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第一百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件（令和三年金融庁告示第四十一号）